

東ティモール国際平和協力業務実施要領（概要）

（司令部業務分野）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

(1) 地域

東ティモール民主共和国において、国連事務総長等が指図する地域

(2) 期間

平成14年2月17日から平成16年8月20日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

(1) UNMISSETにおける道路、橋等の維持補修等の後方支援分野の業務に関する企画及び調整

(2) UNMISSETの活動に必要な地図の保管

(3) UNMISSETの活動に必要な物資等の輸送に関する企画及び調整

(4) UNMISSETの活動に必要な物資の補給に関する企画及び調整

(5) UNMISSET軍事部門及び文民部門間の施設及び通信等の後方支援業務に関する調整

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 実施計画及び実施要領の範囲内において、国連事務総長等による指図の内容に従い業務を実施

(2) 隊員は、国連事務総長等の定めるところにより、国連事務総長等と緊密に連絡をとる。

(3) 派遣後、概ね1年を経過した後に、隊員の交替を行う。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

- (1) 国際連合の要請する階級を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (3) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (4) 東ティモール民主共和国に関して政治的な利害関係を有していない者であること。
- (5) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 隊員は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。
- (2) 隊員は、次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示が行った

場合

イ 大規模な武力紛争の発生等により、もはや前記の合意又は同意が存在しなくなったと認められる場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しなくなったと認められる場合

エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなったと認められる場合

(3) 業務の中断の際の報告

(4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする国連事務総長等の指図があった場合の措置

隊員は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(2) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受け及び国連事務総長等と連絡をとる暇がないときは、当該業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、他のUNMIST要員、連絡調整要員、在インドネシア共和国日本国大使館又は在东ティモール民主共和国日本国大使館と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告するとともに、国連事務総長等に

連絡

(4) 武器の携行、保管及び使用

ア 武器の携行、保管

武器を保安上適当と認める場所に厳重に保管。必要と認める場合、事務総長等の指図の範囲内において武器を携行することができる。

イ 武器の使用

国際平和協力法第24条及び自衛隊法第95条に定めるところによる。

(5) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査、業務に関する効果の測定及び分析について本部長に随時報告

(6) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(7) 連絡調整要員及び自衛隊の部隊との連携

隊員は、連絡調整要員及び自衛隊の部隊の隊員と緊密に連携を図りつつ、業務を実施

東ティモール国際平和協力業務実施要領（概要）
（道路、橋等の維持補修等の後方支援分野）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

(1) 地域

東ティモール民主共和国において、国連事務総長等が指図する地域。
ただし、物資等の輸送及び補給を行う場合は、オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、インドネシア共和国、マレーシア、パプアニューギニア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、アメリカ合衆国及び東ティモール民主共和国の地域を含む。

(2) 期間

平成14年2月17日から平成16年8月20日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

- (1) UNMISSETの要員等に対する医療（防疫上の措置を含む。）
- (2) 被災民の捜索若しくは救出又は帰還の援助
- (3) 被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布
- (4) 被災民を収容するための施設又は設備の設置
- (5) 紛争によって被害を受けた施設又は設備であって被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置
- (6) UNMISSETの活動に必要な物資等の輸送
- (7) UNMISSETの活動に必要な物資の保管（備蓄を含む。）
- (8) UNMISSETの活動に必要な道路、橋等の維持補修等

- (9) UNMISSETの活動に必要な機械器具の据付け、検査又は修理
- (10) 被災者の捜索又は救助
- (11) 飲用その他人の日常の用に供する水の浄化
- (12) 飲食物の調製
- (13) 宿泊又は作業のための施設の維持管理
- (14) 消火及び延焼の防止
- (15) (1) から(14)までに掲げる業務を実施する自衛隊の部隊に係る輸送及び補給
- (16) UNMISSETの要請等に応じて実施する物資等の輸送
- (17) 東ティモール国際平和協力隊のための物資等の輸送

3 国際平和協力業務の実施の方法

(1) 2(1) から(14)までに掲げる業務に関する事項

ア 施設部隊は、実施計画及び実施要領の範囲内において、国連事務総長等による指図の内容に従い、当該業務を実施

イ 施設部隊の長は、国連事務総長等の定めるところにより、国連事務総長等と緊密に連絡をとる。

ウ 派遣要領

平成14年3月中に現地において国際平和協力業務を実施できるよう、施設部隊を派遣

エ 交代要領

派遣後、概ね6か月を経過した後、施設部隊を交替

(2) 2(15) に掲げる業務に関する事項

陸上自衛隊の施設部隊の一部によるもののほか、海上自衛隊は輸送艦1隻及び護衛艦1隻により、航空自衛隊は輸送機(C-130H)7機及

び多用途支援機（U-4）2機により、輸送の業務を行うほか物資の補給を実施

(3) 2(16)及び(17)に掲げる業務に関する事項

自衛隊の部隊は、2(15)に掲げる業務を実施するに際し、その能力上の余裕を活用して実施できる場合に限り、UNMIS E T又は東ティモール国際平和協力隊のための輸送の業務を行うほか物資の補給を実施

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (3) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
- (2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 防衛庁長官が、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）と協議の上、国際平和協力業務を中断するよう指示した場合、部隊長等は当

該業務を中断する。

(2) 以下に掲げる場合には、その状況等を防衛庁長官を通じて本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合

イ 大規模な武力紛争の発生により、紛争当事者による妨害、他の参加国の活動状況等により、もはや前記の合意又は同意が存在しなくなつたと認められる場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しなくなつたと認められる場合

エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなつたと認められる場合

(3) 業務中断の際の報告

(4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする国連事務総長等の指図があつた場合の措置

施設部隊の長は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに防衛庁長官を通じて本部長に報告し、防衛庁長官の指示を受ける。

(2) 安全のための措置

ア 部隊長等は、隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、防衛庁長官の指示を受ける暇がなく、更に施設部隊長等は、国連事務総

長等と連絡をとる暇もないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

イ 部隊長等は、必要に応じて、他のUNMIS E T要員、連絡調整要員、在インドネシア共和国大使館又は在东ティモール民主共和国日本国大使館と連絡をとる等積極的に部隊の安全に係る情報及び資料の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 武器の携行、保管及び使用

ア 武器の携行、保管

武器を保安上適当と認める場所に厳重に保管。必要と認める場合、国連事務総長等の指図の範囲内において隊員に武器を携行させることができる。

イ 武器の使用

国際平和協力法第24条、自衛隊法第95条及び96条に定めるところによるものとする。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

部隊長たる国際平和協力隊員は、業務に関する調査、業務に関する効果の測定及び分析について速やかにその内容をとりまとめの上、本部長に報告し、本部長は防衛庁長官に対して通報する

(5) 隊員の交替

疾病、事故その他一身上の真にやむを得ざる理由による交替

(6) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(7) 司令部要員及び連絡調整要員との連携

隊員は、司令部要員及び連絡調整要員と緊密に連携を図りつつ、業務

を実施

東ティモール国際平和協力業務実施要領（概要）

（連絡調整分野）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

(1) 地域

2に掲げる業務を実施するために必要な東ティモール民主共和国、オーストラリア及びインドネシア共和国の地域

(2) 期間

平成14年2月17日から平成16年8月20日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

派遣先国の政府その他の関係機関と司令部要員又は自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

3 国際平和協力業務の実施の方法

実施計画及び実施要領の範囲内において、業務を実施

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

- (1) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- (2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- (3) 東ティモール民主共和国に関して政治的な利害関係を有していない者であること。

- (4) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- (1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項
(2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条13項第1号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

- (1) 隊員は、国際平和協力本部長（以下「本部長」という。）から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。
(2) 隊員は、次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 紛争当事者が停戦合意、国際連合平和維持活動及び我が国による国際平和協力業務の実施に対する同意を撤回する旨の意思表示を行った場合

イ 大規模な武力紛争の発生により、紛争当事者による妨害、他の参加国の活動状況等により、もはや前記の合意又は同意が存在しなくなつたと認められる場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、前記の合意又は同意が存在しなくなつたと認められる場合

エ 国際連合平和維持活動がもはや中立性をもって実施されなくなつたと認められる場合

- (3) 業務中断の際の報告

(4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする場合の措置

隊員は、必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(2) 安全のための措置

ア 隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、本部長の指示を受ける暇がないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

イ 隊員は、必要に応じて、在東ティモール民主共和国日本国大使館、在オーストラリア日本国大使館及び在インドネシア共和国日本国大使館、司令部要員及び自衛隊の部隊等と連絡をとる等積極的に自らの安全に係る情報及び資料の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

(3) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告

(4) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査、業務に関する効果の測定及び分析について本部長に随時報告

(5) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(6) 司令部要員及び自衛隊の部隊との連携

隊員は、司令部要員及び自衛隊の部隊の隊員と緊密に連携を図りつつ業務を実施